

「国家戦略特区」のイメージ

革新的な農業等の産業の実践拠点の形成

医療等の国際的イノベーション拠点の形成

国際的ビジネス拠点の形成

農業等の改革による産業競争力の強化

イノベーションによる高度医療の
開発及び実用化の促進

世界から資本・人材を呼び込む
国際的ビジネス環境の整備



農業生産法人の要件緩和

農家レストランの農用地区域内設置の容認

農業への信用保証制度の適用



農業委員会と市町村の事務分担

歴史的建築物に関する旅館業法の特例

古民家等の活用のための
建築基準法の適用除外等

医学部の新設に関する検討

保険外併用療養の拡充



病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

国際医療拠点における外国医師の診察、
外国看護師の業務解禁



有期雇用の特例



雇用条件の明確化



公立学校運営の民間への開放
(公設民営学校の設置)



滞在施設の旅館業法の適用除外



エリアマネジメントの民間開放
(道路の占用基準の緩和)



容積率・用途等土地利用規制の見直し

農業

歴史的建築物の活用

医療

雇用

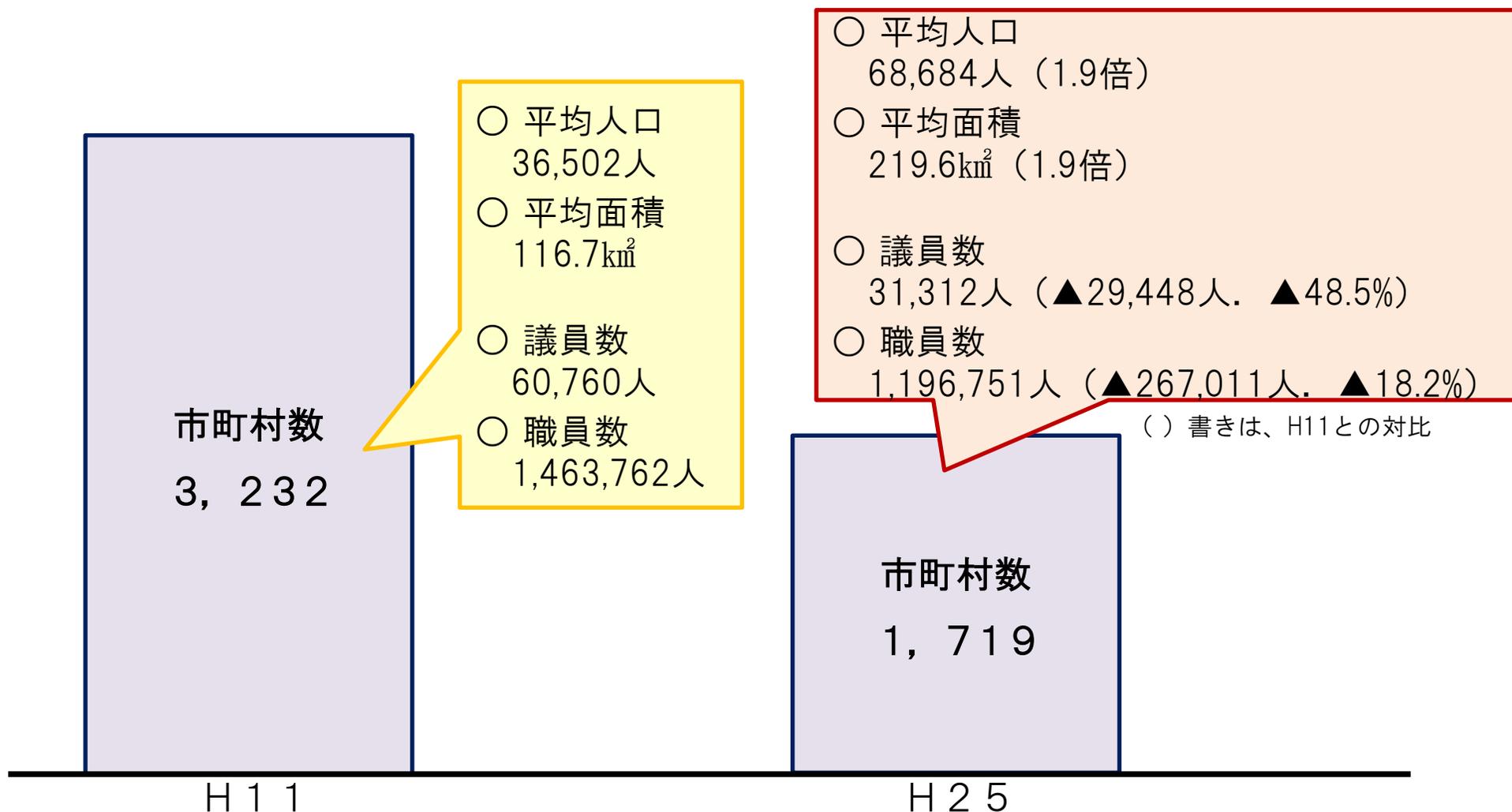
教育

都市再生・まちづくり

【注】☆は法律に盛り込まれたもの。

市町村合併の進展

- 平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進。これにより、市町村の平均人口・面積は1.9倍に拡大し、地方分権の担い手としての前進が見られた。



※ 市町村数は、H11は平成11年3月31日現在、H25は平成26年1月1日現在の市町村数による。(特別区は除く)